

日工グループは、2024年9月に「日工グループ人権基本方針」を制定致しました。  
当社グループの事業に関わるすべての人たちへ、国際的な人権規範を尊重し、人権尊重の責任を積極的に果たしてまいります。

## 日工グループ人権基本方針

日工グループは、NIKKO CORPORATE IDENTITY に基づき、すべてのステークホルダーに対する責任を果たすため、人権尊重の取り組みを約束します。

そのため、役員・従業員一人ひとりが、お互いの多様性・人格・個性を尊重し、人種・宗教・国籍・年齢・性別・性自認・性的指向・障がいの有無その他による差別、個人の尊厳を傷つけるハラスメントを自ら行いません。

人権尊重の取り組みを推進し、その責務を果たす指針として、国連「国際人権章典」や ILO 中核的労働基準など、国際的な人権規範を尊重し、本方針を策定します。

### 1. 適用範囲

本方針は日工グループのすべての役員・従業員に適用されます。

また、サプライチェーンに関して本方針の支持を働きかけていきます。

### 2. 適用法令

国連「国際人権章典」や ILO 中核的労働基準など、国際的な人権規範を尊重します。

事業活動を行う国・地域の法令を遵守し、当該国・地域の法令が国際的に認められた人権と法令と矛盾する場合には、国際的な人権原則を最大限に尊重します。

### 3. 人権尊重の責任

事業活動においては、負の影響を及ぼす可能性を完全には排除できないことを認識しています。日工グループは、自らの事業活動において他者の人権を侵害しないこと、また自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合は是正に向けて適切な対応をとることにより、人権尊重の責任を果たしていきます。

サプライチェーンにおいて関係先が人権に対する負の影響に関わっている場合、人権の尊重を働きかけていきます。

人権デュー・ディリジェンス等を通じ、人権に対する負の影響を及ぼした、または助長したことが明らかになった場合は、適切な救済・是正に努めます。

### 4. 情報開示

日工グループは、自らの人権尊重の取り組みについて、ウェブサイト等で定期的な情報開示を行います。

2024年9月25日

**日工株式会社**

代表取締役社長 辻 勝

## 推進に関して

### ① 推進体制

サステナビリティ委員会に事務局(人事部)を設置  
人権啓発推進責任者: 管理部門担当役員  
各本部に推進管理者を配置

### ② 教育・研修

グループ会社を含む全役員・従業員を対象  
役員: 講演会等  
従業員: 階層別研修に、人権啓発に係る内容を含める

### ③ 人権啓発ハンドブック

小冊子の作成、グループ会社を含む全役員・従業員へ配布 ※1

### ④ 相談窓口

グループ内の窓口は、公益通報の窓口を兼用  
協力業者、サプライチェーンからの窓口を当社ウェブサイトに掲げる

### ⑤ ウェブサイトへの掲載

教育・研修や相談窓口での受付件数等を定期的に掲載

以上

※1 現在作成中です。完成次第、配布を予定しています。